



役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311
小石原庁舎：74 - 2311

企画政策課

◆東峰村空き家バンクに登録しませんか？

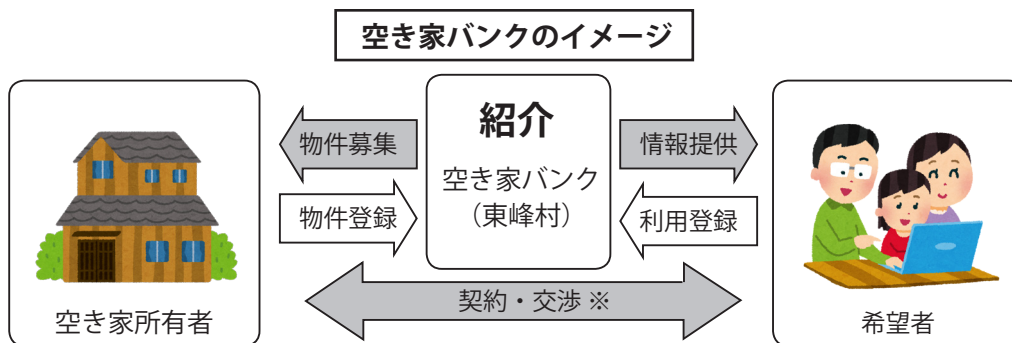
空き家バンク制度とは、空き家の情報を平成 28 年度から村のホームページ等で公開し、空き家を買いたい・借りたい人に紹介するもので、空き家の減少や移住・定住による地域活性化を目的にしています。

現在の実績は、空き家バンクに住宅 4 軒が登録され、そのうち 2 軒は契約が成立、1 軒は交渉中という状況です。

また、空き家バンクに登録された物件に対し、①空き家改修費用（最大 50 万円）、②引っ越し費用（最大 10 万円）、③家財道具処分費用（最大 10 万円）の補助を行っています。

現在、空き家が足りません。空き家を所有している方は、ぜひご登録ください。その空き家は誰かにとって必要な家かもしれません、眠っている空き家を活用しませんか！

詳しくは、東峰村役場 企画政策課まで



※希望があれば宅地建物取引業者の紹介も行います。

お問い合わせ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課（電話：72-2311）

総務課

◆庁舎警備業務の一部変更のお知らせ

人件費高騰による庁舎警備に係る費用削減を図るため、本年 4 月 1 日から小石原庁舎の夜間帯（午後 11 時～午前 5 時の間）は、人的警備から機械警備に移行します。緊急の電話連絡は、宝珠山庁舎 72-2311 へお願いします。

また、休日の昼間において、宝珠山・小石原両庁舎の警備員に、法律上 1 時間の休憩時間を確保する必要があるため、午後 2 時から午後 3 時までの間を休憩時間とします。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力を宜しくお願いします。

お問い合わせ

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課（電話：72-2311）

平成28年11月11日から12月16日の間に、20の会場で開催しました「行政（地区）懇談会」には、177名の方にご参加いただきました。貴重なご意見、質問・要望等を伺うことができましたので、一部回答を交えてお知らせします。

問 小型除雪機は、行政から借りるのか。

地域協働の村づくり基金事業を申請し、地域で購入しています。（6地域で購入済）

問 公共Wi-Fiの整備について。道の駅等に設置してほしい。

公共施設での設置について検討します。

【検討結果】平成29年度に、道の駅「小石原」、つづみの里への設置について予算を計上する予定です。

問 宝珠山駅のJRの時間と西鉄バスの到着時間とがあっていない。バスの停車時間を長くしてほしい。

バス路線については東峰村だけでなく広域的な運行と関係自治体から補助金で維持されているのが現状です。朝の通学については、時間を合わせてもらっていますが、帰りについては厳しい状況です。今後も協議会に要望していきたいと思えます。

問 岩屋神社の奇岩が見えるように木を切ってほしい。

28年度から編成した労務班で対応しているところです。

【検討結果】労務班で対応できない大きな木もありますので、29年度予算に森林組合等への委託費として計上し、対応したいと思えます。

問 地域おこし協力隊は7名で限定されているのか？

28年度は、7名の予算でした。

【検討結果】29年度は、9名で予算計上します。必要に応じ増やしていきたいと思えます。

問 税金の滞納者等に対して対応はどのように行っているのか。

担当課で直接面談を行い、納税誓約書を書いてもらっています。県税事務所の職員と共に対応することもあります。また、どうしても応じていただけない場合は差押等の検討を行ない対応しています。

問 ゴミ出し支援事業について申請はあるのか。また、申請があった場合、支援員（集める人）をどのように考えているのか。ボランティアを募集するのか。

現時点において申請はありません。申請については最初に村で受付を行ない、その後村から該当地区の区長さんに申請があることをお伝えしますので、支援をしてくださる方の推薦をお願いします。

問 野良猫の糞尿の匂いや死骸の処分等対応に苦慮している。

原則的に、猫の死骸等は当該敷地所有者により埋設していただくようになっていますが、野良猫の対応等について分からないことがあれば役場にご相談ください。

問 いきいきサロンの申請は何課へ行けばいいのか。

宝珠山庁舎は総合窓口で、小石原庁舎は保健福祉課で申請ができます。

問 いきいきサロン活動状況について

13 団体がっており、月 1 回や不定期のところもあり、平成 29 年 1 月末では、延べ 805 人の方が利用されています。

問 介護保険料が上がっているが、どの様に上がるのか。

介護保険料は、3 年に 1 度見直されます。今回は、平成 27・28 年度実績に基づく「高齢者 1 人当たり給付費」をもとに、構成市町村数を 1：2：1（A グループ 8 市町村、B グループ 17 市町村、C グループ 8 市町村）で区分してグループ別に保険料が設定されました。

問 ウォーキングマイレージは何のための事業か、またその事業の成果を報告してもらいたい。

ウォーキングマイレージ事業は住民の方が意識して楽しく歩くことで健康維持増進を図る事業です。国民健康保険加入者での健康状況を把握し事業の検証を行いその成果をお知らせしたいと思います。

問 小石原地区の湿田対策（暗渠排水等）は？

村農林業振興対策補助金（補助率 30%）で対応しています。

問 農林業や地区道路の維持管理作業等の労力に対応できなくなっている。集落住民の高齢化が深刻であり、何か手立てがないか？

営農組合や法人組織による農作業の受託体制を進め、集落道の維持管理作業にも手立てを考えたいと思います。

問 農業の担い手、オペレーターの育成は出来ないか？

農業機械を購入し、担い手及びオペレーターの育成について普及指導センター等と共に進めたいと思います。また、新規就農者や遊休農地活用の支援も行っていきたいと思います。

問 農業振興基金はどうなっていますか？

有効活用できるように検討を継続して行っています。

問 有害鳥獣対策補助はどんなものがあるか？

住民の皆さんには、フェンスの設置やのり網購入販売を行っており、捕獲の面では駆除班の猟師の方々へ、免許取得・更新経費、ハンター保険等の補助を行っています。又、捕獲補助金（イノシシ・シカ・カラス・タヌキ・アナグマ・アライグマ）として国の補助金と村単独の補助金を交付しています。

問 自宅付近の村道下を流れる河川により浸食を受けた護岸の補修を行ってほしい。

災害復旧の補助に該当しない場合は、危険性や緊急性を勘案し対応します。

問 女性団体連絡協議会補助金を現行の地区単位で活用するのは難しい。

また、補助金の前払いはできないか。

地区で集まって活動する方法を皆さんで話しあってください。補助金は、実績を確認後の支払いとなりますので、前払いはできません。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課（電話：72-2311）

東峰村に居住する高齢者や、重度の心身障害者の方に対し、日常生活の利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図るため、タクシー初乗り料金助成を行っております。

タクシー初乗り料金助成については、これまで「公共交通空白地域タクシー料金助成」、「高齢者外出支援タクシー利用助成」、「福祉タクシー助成事業」の3つの事業がありましたが、「公共交通空白地域タクシー料金助成」については、平成 29 年度から「高齢者外出支援タクシー利用助成」へ事業が移行されます。これにより、平成 29 年度以降は「高齢者外出支援タクシー助成」と「福祉タクシー助成」の2つとなります。

これまで「公共交通空白地域タクシー助成」を利用されていた方につきましては、高齢者外出支援タクシー助成事業にて引き続きこれまでと同様のタクシー利用助成を受けることができます。

各タクシー事業の対象者は、

■高齢者外出支援タクシー助成事業

65 歳以上で、非課税又は運転免許証と自家用車を有さず、福祉タクシー助成事業の対象になっていない村民の方

■福祉タクシー助成事業

次に該当する在宅の重度心身障害者とする。

- (1) 療育手帳：障害の程度が A 判定
- (2) 身体障害者手帳：1 級又は 2 級
- (3) 精神障害者保健福祉手帳：1 級又は 2 級

【助成金の額】

タクシーの初乗り料金の「割引助成券」を交付します。

1 か月 8 枚× 12 か月（最大 96 枚交付）

※申請月によって交付枚数が変わります。

【運行期間】

平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 30 年 3 月 31 日（土）まで

【申請の受付】

- ・小石原庁舎：保健福祉課
- ・宝珠山庁舎：総合窓口

【申請時にお持ちいただくもの】

- ①身分証明書（健康保険証等）
- ②印鑑
- ③障害者手帳（福祉タクシーのみ）



【お問合せ】

東峰村役場 保健福祉課 福祉係 TEL 0946-72-2311

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに安心して医療にかかることができるように、診療費の一部を保険給付する制度です。その財源は、加入者が負担する保険税と、国・県の負担金などで賄われています。

本村の国民健康保険は、加入者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費が増加する一方、長引く景気低迷により保険税収入の減少等の影響が顕著となる状況のなかで、支出超過が続いています。

平成 24 年度までは、基金からの繰り入れで赤字分を補い何とか国民健康保険事業を行ってききましたが、現在、基金は全てなくなり、一般会計からの繰り入れ等により運営を行わざるを得ません。このため、少しでも国民健康保険事業を安定的に運営ができるよう、平成 29 年度の保険税について見直しを行い税率の改正を行わせていただくこととなりました。

今後においても、加入者の皆さんが安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成 29 年度からの新しい税率

●国民健康保険税の改正内容

医療分、後期高齢者支援分、介護分(40～64 歳)の合計が国民健康保険税となります。平成 29 年度につきましては、次のとおり改正されます。

保険税率の改正内容

	医療分 (国保に加入する全ての方)		後期高齢者支援分 (国保に加入する全ての方)		介護分 (国保に加入する 40～64 歳の方)	
	H29～	H28 まで	H29～	H28 まで	H29～	H28 まで
① 所得割	7.70%	7.20%	2.10%	1.80%	1.80%	1.50%
② 均等割額	20,200 円	19,000 円	5,600 円	5,000 円	10,000 円	10,000 円
③ 平等割額	21,200 円	20,000 円	5,900 円	5,000 円	2,600 円	2,000 円
④ 賦課限度額	540,000 円	540,000 円	190,000 円	190,000 円	160,000 円	160,000 円

※所得の申告を忘れずに

国民健康保険税は、前年中(平成 28 年 1 月～12 月)の所得で計算されます。所得がない場合でも、申告をしないと適正な税額計算ができないだけでなく、軽減などの適用が受けられない場合があります。

※口座振替の方へ

振替日は、納期限日に関係なく毎月 25 日(土・日・祝日の場合は翌営業日)ですのでご注意ください。

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課 (電話：74-2311)